

助職員の関係でいうと今36時間ですか、週。それを40時間にしてほしいという要望など出ているのではないですか。そういう対応も必要なんだというふうに思いますが、その2つ、それぞれお聞かせをいただいて終わりたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 21年度からの体制につきましては、先ほど申しあげましたように、保育計画を含めてしっかりと準備した上で極力支障ないような形で移行できるように、あるいは採用できるようにそういったところを検討したいと思います。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 定時補助職員につきましては、36時間ではなく40時間というふうな要望が出ているところは確かでございますが、なかなか40時間というふうな定時補助職員の身分の確保等困難ですので、当面36時間ということで、4時間分の時間外等の計上は予算化させていただいてるところです。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 やっぱり無理のない対応ですね、そして柔軟性のある対応していただきますようお願いして質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上お願いいたします。

議案第93号 平成20年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○町田義昭委員長 まず、議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 すぐで済みません。債務負担行為をされている斎場の業務委託料640万円についてお聞かせをいただきたいと思いません。前から申し上げてますけれど、この640万円という設定の仕方ですが、これでこの額を設定をして、去年はどうだったかわかりませんから、去年の例も含めてですが、入札に応じられる業者はどれくらいあるというふうに想定しておられますか、市民課長。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

昨年度の例を申し上げますと、3者に指名通知を発送しまして、入札に応じた方は2者になります。以上です。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ことはどれくらい想定されてるんですか。3回しかできないんで、済みません。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 ことしも昨年と同じく3者に指名通知を送付したいというふうに考えております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 この間の経過見ると、ずっとシルバー人材センターが一応落札した格好になってるんです。落札でないよね、けど実際は。話し合いでシルバー人材センターにお願いをしてるということだと私は理解してるんです。なぜかという、この金額で通常の業者がやっぱりやれないからだと思うんですね。

副市長にお伺いしますけれども、県は最低落札額が幾ら安くてもいいなんていうことではなくて、最低ここからこれで落札してくれというふうなことをやってるわけですがけれども、私は

再三申し上げてきましたが、これではシルバー人材センター以外にやってくれるところがないんだと思うんですよ。だけどそれは決していいことでなくて、「シルバー人材センターというのは通常一般的な業務に進出していきませんよ」という1項があるんですね。それに抵触するばかりでなくていろんな問題が出てくるんだと思うんです。これは私そろそろ見直す必要があるんじゃないか。こういういわゆる業務委託料の算出の仕方。ほかの業者もやっぱり参入できるようなそういう仕組みづくりをしていかないと長井市の斎場というのはシルバー人材センターの特許というか、もうその固有の業務みたいな形になってしまう。私は懸念をしてるんです。そういう観点で1年かけて見直しされるというお気持ちありませんか。考え方お聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 斎場への業務委託のあり方につきまして、これまでの経過をもう一度見直すといいますか、ちょっと検討不足のところもありますので、私なりにこれまでの経過をちょっと見直しさせていただいて適正なあり方どうかということについて勉強させていただきたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 ほかにご質疑ございませんか。10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 9ページの社会福祉費の中の原油価格高騰対策支援事業費について考え方市長にお伺いをしたいと思います。これ去年からやってる事業なわけですけど、私こういう言い方すると誤解与えるのかなというふうに思うんですが、灯油価格下がってきている現状があるわけですね。そういう中でもこれはやっぱりやらなければならない事業なんでしょうかという素朴な疑問があるんです。それはどこで、価格がどこから上だとして、ここからだとしなくていいなんていうことになるのかもわ

かりませんけれど、こういう例えば県が100万円でしたかね、出すお金があったら今盛んに言われている景気対策であるとか、そういうところに回していくということだって状況変化あるんだから可能性としてはあるのかなと思うんですけれども、多分それは流用はいけないというふうに言われるんでしょうが、そこはどうかうふうに私どもとらえたらいいのかちょっとわからないんです。変動してるし、去年とは全然違うわけです、価格が。その中でもこれは制度としてあるからしなねというふうに、もらう方がいいんでしょう、1,000ちょっと、1,012世帯でしたかね、対象、その人いいんでしょうけれども、そこは本当に素朴な疑問あるんですけれども、そこどういうふうに整理したらいいんでしょうか、お聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

この予算を計上する段階で下落傾向でございましたので、ほかの市町村の状況なんかも見ながら今回計上させていただきました。結果として置賜については、3市5町全部の市町村行くと。考え方としては、これも緊急経済対策の一環だというふうに考えながら、しかも当初5,000円で、昨年4,000円、ことし5,000円で計上させていただきましたけれども、灯油券の配付については5,000円にするか、あるいは昨年同様にするか、この辺は議決いただいた後に十分考慮して対応してまいりたいと。ただ、ずっと今は下がってしまったものですから、今となればちょっとそぐわないかもしれませんが、計上する段階ではやはり必要な措置というふうに考えたところでございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 必要な措置であったことは間違いありません。これに反対する人なんていないんです。私も必要だと思います、当時は。

だけどやっぱり状況変化ってあるよね。それにどういふふうに対応できるかというところでは、特定するとなかなかほかに使い道がないというふうになるんだと思います。だからそこら辺はぜひ、これは私は市長に要望したいんですけども、やっぱりこれくらいの金額あるとするならば、これは中心にこれに使ってもいいけれども、ほかにも流用できるというみたいな仕組みをぜひ私は要望してもらいたいと感じるわけですけども、そこはどうでしょうか、お聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員おっしゃるようなことも理解できませんが、こういった予算の計上の仕方、今回は難しいと思いますので、次回以降、この次からそういった経済対策等で行う場合にもう少し総合的な、何か流用といいますか、臨機応変に対応できるような制度も検討してまいりたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 ほかにご質疑ございませんか。
12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 不勉強でお聞きいたしますが、9ページの3の1の4で特別障害者手当で特別障害者手当国庫負担金の返還金22万6,000円、それから次のページの児童福祉総務費で23節の児童扶養手当国庫負担金の返還金、これについてご説明ください。

○町田義昭委員長 どなたでしょうか。

○12番 藤原民夫委員 福祉だから福祉事務所長。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

特別障害者手当国庫負担金の返還金でございますが、19年度特別障害者手当給付金国庫負担金の歳入額が774万8,617円でございます、確定額が751万8,075円で、その差額22万5,542円の返還金が生じるための補正でございます。

次のページの児童扶養手当国庫負担金返還金でございますが、こちらにつきましては歳入額3,240万276円に対しまして確定見込み額3,236万3,623円で、3万6,653円の返還金が生じるため計上したものでございます。ひとり親世帯への18歳未満の該当者ですけども、19年度215世帯で320人に受給したものでございます。以上でございます。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 この内訳についてもう少し詳しく、9ページの特別障害者手当国庫負担金、これがどうして返還しなければならなかったのか、お願いします。

○町田義昭委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 当初の計上したものと差額分でございますので、見込みよりも多く来たということでございます。

○12番 藤原民夫委員 去年よりも多く来たのか。

○船山祐子福祉事務所長 見込みが多く来たということですので。済みません。

○町田義昭委員長 ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第94号 平成20年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第 2号の質疑

○町田義昭委員長 次に、議案第94号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

いたします。

**議案第95号 平成20年度長井市
農業集落排水事業特別会計補正予算
第1号の質疑**

- 町田義昭委員長 次に、議案第95号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第98号 平成20年度長井市
浄化槽事業特別会計補正予算第1号
の質疑**

- 町田義昭委員長 次に、議案第98号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第96号 平成20年度長井市
訪問看護事業特別会計補正予算第1
号の質疑**

- 町田義昭委員長 次に、議案第96号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第99号 平成20年度長井市
水道事業会計補正予算第2号の質疑**

- 町田義昭委員長 次に、議案第99号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

**議案第97号 平成20年度長井市
介護保険特別会計補正予算第3号の
質疑**

- 町田義昭委員長 次に、議案第97号 平成20年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結

**平成20年度長井市各会計補正予算
案の表決**

- 町田義昭委員長 これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭委員長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 平成20年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後に、お諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る19日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても私に一任くださるようお願いいたします。

閉 会

+

○町田義昭委員長 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時09分 閉会

会議録署名

委員長 町田 義昭

+

+

+